

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和4年10月31日

公益財団法人日本テニス協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.jta-tennis.or.jp/information/tabid/756/Default.aspx>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	対応済（令和3年度自己説明）	
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	令和3年度第5回理事会（2022年3月開催）にて人材育成基本方針を決議し、日本テニス協会が2012年に公益財団法人へ移行してから10年が経過することを1つの区切りとして、人材育成の観点から主体的に改革に取り組む姿勢を明確にした。また、この基本方針は、令和3年度第2回評議員会で報告され、加盟団体及び協力団体に配布された。	①日本テニス協会 人材育成基本方針
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	5年前に4カ年中期財務計画を初めて作成し、同計画は2021年3月に終了した。予定では同年3月開催の令和2年度第4回理事会にて新4カ年中期財務計画を諮る必要があった。しかし、コロナ禍で先が見通せない状況下のため策定を1年延期し、2022年3月15日開催の令和3年度第5回理事会にて令和4年度事業計画と収支予算の策定と連動して、令和4年度～7年度を対象とした新中期財務計画を決議した。	②新中期財務計画

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	令和4年度第3回理事会(2022年9月28日開催)にて役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程を決議、その候補者及び候補予定者の推薦に必要な事項を定めた。施行日は令和5年2月1日とした。	③役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	令和4年度第3回理事会(2022年9月28日開催)にて評議員選任に関する規程を決議し、その選任に必要な事項を定めた。規程では、外部評議員及び女性評議員比率をそれぞれ20%以上、施行日は令和5年2月1日とした。	④評議員選任に関する規程
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	対応済(令和3年度自己説明)	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	令和2年度第4回理事会（2021年3月16日開催）にて決議されたJTA組織運営に関する基本計画に基づく定款改正により、2022年12月21日開催予定の令和4年度第4回理事会及び2023年1月に開催を検討している第2回評議員会にて審議予定の定款改正において、理事会定数を「20名以上35名以内」から「20名以上30名以内」に変更予定。あわせて、役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程（令和4年度第3回理事会決議）において、役員候補者選考委員会は「20名以上30名以内の理事候補者を推薦できる」とした。	⑤JTA組織運営に関する基本計画 ③役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	令和4年度第3回理事会（2022年9月28日開催）にて役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程を決議し、その選任に必要な事項を定めた。規程では、理事及び監事の就任時の年齢を75歳未満とするこ とし、施行日は令和5年2月1日とした。	③役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	令和4年度第3回理事会（2022年9月28日開催）にて役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程を決議し、その選任に必要な事項を定めた。規程では、理事及び監事の在任年数の上限を10年とすること とし、施行日は令和5年2月1日とした。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	③役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	令和4年度第3回理事会（2022年9月28日開催）にて役員候補者選考委員会規程を決議し、同委員会の設置と同委員会の運営に関する事項を定め、施行日は令和5年2月1日とした。	⑥役員候補者選考委員会設置規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要ない規程を整備すること	対応済 (令和2年度自己説明)	
12	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	対応済 (令和2年度自己説明)	
13	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	対応済 (令和2年度自己説明)	
14	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員等の報酬等に関する規程を整備しているか	対応済 (令和2年度自己説明)	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	対応済 (令和2年度自己説明)	
16	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	令和4年度第8回常務理事会 (2022年11月16日開催予定) にて財務基盤整備規程案の審議を開始し、同年12月21日開催予定の第4回理事会にて決議及び令和5年2月1日からの施行を予定。	
17	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	対応済 (令和3年度自己説明)	
18	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	対応済 (令和3年度自己説明)	
19	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	対応済 (令和2年度自己説明)	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会の前身であるコンプライアンス室は、公益法人への移行後、最初の組織編成がなされた2013年4月に設置された。以降、理事会決議「分掌事項」に基づき活動してきている。この度、本審査項目に係わる「必ず提出する証憑書類」とされていることから、コンプライアンス委員会に関する規程等を分野別本部及び委員会等に関する規程附則2に基づき、令和3年度第5回理事会にてコンプライアンス委員会の適切かつ円滑な運営を図ることを目的としたコンプライアンス委員会運営細則を制定した。同細則は令和4年4月1日に施行された。	⑦コンプライアンス委員会運営細則
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	対応済（令和2年度自己説明）	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	対応済 (令和2年度自己説明)	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	対応済 (令和2年度自己説明)	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	本年7月開催の審判員向け講習会にてコンプライアンス研修を行った。	⑧審判員向け講習会開催要項 ⑨コンプライアンス研修配布資料

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専 門家のサポートを日常的に受 けることができる体制を構築 すること	対応済 (令和2年度自己説明)	
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵 守すること	対応済 (令和2年度自己説明)	
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求め られる法令、ガイドライン等 を遵守すること	対応済 (令和2年度自己説明)	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	対応済 (令和2年度自己説明)	
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	対応済 (令和3年度自己説明)	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	対応済 (令和3年度自己説明)	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	対応済 (令和3年度自己説明)	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	対応済 (令和3年度自己説明)	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報相談窓口は2013年10月に設置され、コンプライアンス委員会により通報相談窓口案件への対応がなされてきている。しかし、これまでの研修等において役職員等に対して、通報相談窓口への通報が役職員等にとって正当な行為であることの意識づけがなされていなかったことから、2022年3月23日に令和3年度役員等向けオンラインによるコンプライアンス・ガバナンス講習会（Web方式）にて、通報相談窓口の活用についての情報共有を行った。	⑩令和3年度役員等向けオンラインによるコンプライアンス・ガバナンス講習会のご案内
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	対応済（令和2年度自己説明）	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	対応済 (令和3年度自己説明)	
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	平成25年度第3回理事会 (2014年3月13日開催) にて倫理規程を、平成26年度第1回理事会 (2014年5月21日開催) にて処分手続規程を制定している。倫理規程第6条では倫理委員会を設置し、処分手続規程第13条では倫理委員会が倫理規程違反に対する処分審査を行うこととしている。また、平成28年度組織編成以降、倫理委員会メンバーを法曹界、経済界、教育界から任用し、中立性及び専門性を重視した構成としている。	①倫理規程 ②処分手続規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	対応済（令和2年度自己説明）	
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	対応済（令和2年度自己説明）	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	対応済 (令和3年度自己説明)	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	対応済 (令和2年度自己説明)	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	対応済 (令和2年度自己説明)	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	令和4年度第3回理事会(2022年9月28日開催)にて加盟団体規程を決議し、「中央競技団体向けガバナンスコード適合化に関する考え方」に基づき、権利と義務を設け、審査項目42への対応として、「指導、助言、支援」、「ガバナンス対応において考慮すべき事項」に関する条文等を設けた。	⑬加盟団体規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	これまで加盟団体に対してはガバナンス、コンプライアンス関連の情報提供、そして要請ベースで支援を行ってきたが、令和5年2月1日に予定されている加盟団体規程の施行に伴い、この制度的枠組みの中で従来の情報提供や支援に加え研修会の実施を行うこととする。	⑬加盟団体規程